

型枠技能者の能力評価（レベル判定）について

当協会は、本年3月まで開催されている「建設技能者マネジメントスキル向上特別講習」の受講修了者に対して、建設キャリアアップシステムの型枠技能者に関する能力評価（レベル判定）を行うこととなり、以下の通り受付を開始しました。申請方法等を確認の上、申請書用紙をダウンロードして申請資料一式を当協会宛に郵送ください。

※特別講習の受講による能力評価の受付期間は、**2020年3月13日（金）までに協会に届いた書類を対象**といたします。

※この講習は総合建設会社、（一財）建設業振興基金等で本年1～3月に開催されています。

※今回のレベル判定は、上記講習を受講した方に対する措置であり、一般の技能者を対象とするレベル判定は2020年4月より開始される予定です。そのさい、レベル判定の申請方法は今回の申請方法とは全く異なり、申請者が直接、レベルを判定するシステムに入力する方式となります。詳細は改めてご案内します。

1. 申請対象者（型枠技能者）

型枠工事に従事する技能者で、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の大分類「型わく工」（33）—小分類「型わく工」（01）に登録されている技能者が対象となります。

※小分類「型枠解体工」（02）、「墨出し大工」（03）は能力評価基準が策定されていないため、対象ではありません。

2. レベル判定を申請できる方

下記の（１）～（３）の要件を全て満たしている方が対象です。ただし今回の判定はレベル2と3についてのみ行います。登録基幹技能者を本年3月末までに建設キャリアアップシステムに登録すると、レベル4に相当するカードが交付されるためです。

- （１）建設キャリアアップシステムに登録し「技能者ID」をお持ちの方。
- （２）「建設技能者マネジメントスキル向上特別講習」を受講した方。
- （３）型枠技能者能力評価基準（【別表】レベル1～4の基準一覧）において、レベル2またはレベル3に該当する就業日数、資格等を有している方。

【別表】レベル1～4の基準一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	10年（2150日）	<ul style="list-style-type: none"> ●登録型枠施工基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター） ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	職長としての就業日数が645日（3年）以上であること。
レベル3	7年（1505日）	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠施工1級技能士 ・型枠支保工の組立て作業主任者技能講習 ・足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育又は職長教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	職長又は班長としての就業日数の合計が215日（1年）以上であること。
レベル2	3年（645日）	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習 ・丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育 	-
レベル1	（建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者）		

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可

※ 【就業日数について】

- ① 能力評価に必要となる就業日数には、建設キャリアアップシステム登録以前の過去の就業期間を含めることができます。ただし、認められる過去の就業期間は、申請者の保有する最も古い建設業関係の資格の取得月から現在までの期間となります。
- ② 申請者の保有する、最も古い建設業関連の資格の取得年月日が確認できる書類（資格修了証の写しなど）を必ず提出してください。

- ③ 過去の就業期間を証明するためには、**現在所属している事業者の証明が必要**ですので、
（様式2）「経歴証明書」を作成し、所属事業者の証明を受けてください。**一人親方**
で上位事業者（上位の注文者）より**経歴証明を受けられる場合**も同様に
（様式2）「経歴証明書」を作成し証明を受けてください。
- ④ **一人親方**で上位事業者の**経歴証明を受けられない場合**は、（一社）日本型枠工事業協会
が審査しますので（様式3）「経歴証明申請書」を作成してください。

3. 【重要】申請に必要な書類

レベル2、レベル3の認定に必要とされる条件（【別紙】レベル1～4基準一覧参照）を満たしているか確認の上、下記①～⑥の全ての書類を提出してください。

- ① 評価申請書兼キャリアアップカード（レベル2以上）交付申請書〔様式1〕
- ② 経歴証明書〔様式2〕 又は 経歴証明申請書〔様式3〕
（※様式3は一人親方で上位事業者の証明を受けられない場合）
- ③ 保有している資格の修了証の写し
 - ・ レベル2又はレベル3の資格
 - ・ 経歴期間を証明するための最も古い建設業関係の取得資格の修了証の写し
- ④ 技能者IDが確認できるキャリアアップカードの写し
- ⑤ 「建設技能者マネジメントスキル向上特別講習」講習修了証の写し
- ⑥ 〔様式1〕のエクセルデータ※
※作成したエクセルの電子データを送り先のメールアドレス宛送信してください。代行申請する場合の申請者の押印は電子データには不要です。PDFに変換しないでください。エクセルのまま送信してください。送信メールに会社名及び担当者名、電話番号を、エクセルデータのファイル名に会社名を必ず入れてください。

◆ 様式1～3（上記申請書類①②）の入手先

（一社）日本型枠工事業協会ホームページ

<http://www.nikkendaikyou.or.jp/>

のトップページ右上にある「資料ダウンロード」画面

<http://www.nikkendaikyou.or.jp/material/index.html>

より各様式のエクセルファイルをダウンロードしてください。

- 資格証の写しがすべてそろっているか、資格の名称・修了日が見えるかよく確認してください。名称や修了日が見えない場合は判定できません。

- (様式1)の電話番号、FAX番号は必ず日中連絡の取れる番号を記入してください。連絡が取れない場合、判定いたしません。
- 書類が不備な場合、判定ができない、もしくは間違えた判定が行われる場合も想定されます。この場合(一社)日本型枠工事業協会は責任を負えませんのでご了承ください。

4. 申請書類の様式1～3の記入の注意

(1) 能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書(様式1)

- ① 申請者の所属会社を記入してください。電話番号及びFAX番号は日中連絡のとれる番号にしてください。代行申請を行わない場合、判定後のカードは所属会社に送付されます。個人事業主、一人親方の場合、所属会社は自身の会社を記入してください。
- ② 申請者に代わり、所属会社や上位請負会社が能力評価の申請を代行して行うことが出来ます。この場合、必ず代行申請者の覧を記入してください。電話番号及びFAX番号は日中連絡のとれる番号にしてください。
- ③ 代行申請する場合、申請者の同意の押印が必要です。またカードは代行申請者に送付されます。
- ④ レベル判定に必要な資格証の写しを全て提出してください。一つでも欠けるとレベル判定ができないか申請したレベルの下位のレベルになります。
- ⑤ 就業年数は経歴証明書または経歴証明申請書に記載した就業年数を転記してください。

(2) 経歴証明書(様式2)

- ① 証明者は申請者の所属会社または上位事業者で事業者IDを保有する会社です。証明者の会社印及び氏名、役職名、押印をしてください。
- ② 一人親方で上位会社から経験証明を受けられる場合は、(様式2)を使用してください。
- ③ 各経験年数の就業年数の合計欄の年月を(様式1)の各就業年数欄に転記してください。
- ④ 就業期間の起算点になるのは、申請者の建設業に関する最も古い取得資格の取得日(修了日等)となります。この資格の修了証等の写しを提出してください。

(3) 経歴証明申請書(様式3)

- ① 一人親方で上位事業者により経験証明を受けられない場合に(様式3)を使用してください。
- ② 誓約欄に、申請者の署名捺印をしてください。

5. 申請方法

必要書類を、3月13日(金)(必着)までに下記事務局までお送りください。申請期日までに間に合わないと判定できませんので、必ず期日までにお送りください。

送り先：一般社団法人日本型枠工事業協会

〒105-0004 東京都港区新橋6-20-11 新橋IKビル1階

電話番号：03-6435-6208

FAX番号：03-6435-6268

メールアドレス：info@nikkendaikyou.or.jp

6. 評価結果について

評価結果については、(一財)建設業振興基金より4月以降に発行予定の建設キャリアアップカードの郵送にてご確認ください。(一社)日本型枠工事業協会より判定結果、カードの送付等の連絡は行いません。

カードは代行申請した場合は代行申請をした者に送付されます。代行申請を行っていない場合は申請者の所属会社に送付されます。